



一般財団法人 彩の国総合教育研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人 彩の国総合教育研究所 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、現行教育を総合的に調査・研究し、その成果を児童・生徒及び保護者に発信することによって、教育の機会均等と教育の伸展を促し、「子どもの幸福のための教育」の構築及び子供の健全育成に寄与し、かつそれらを「教育立県・彩の国埼玉」から発信することを目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 現行教育に関する現状分析及び調査並びに研究
2. 教育相談の実施
3. 研修会、講演会、セミナー等の企画及び運営並びに講師派遣
4. 教育に関する図書及び教材の開発・頒布
5. 技能教育施設・フリースクール及びフリースペースの管理・運営
6. 発展途上国の子供育成支援
7. 教育基金に関する管理・運営

8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者の拠出する財産及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産の価額は、金 3, 000, 000 円とする。

(基本財産)

第7条 第6条に定める当法人の設立に際して設立者が拠出する財産は、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(剩余金の処分制限)

第11条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 当法人に評議員3名以上置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、すべての評議員及び監事で構成する。

3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が金50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額

を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第18条 当法人の定期評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集及び議長)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、代表理事がこれを務める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、理事長とし、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構 成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第35条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第38条 当法人の設立者は、次に掲げる者とする。

住所 埼玉県上尾市川一丁目18番地36

氏名 福島金次

(設立時の評議員)

第39条 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

住所 東京都西東京市西原町四丁目4番34号 1-804

氏名 樋爪龍太郎

住所 埼玉県川越市山田東町1707番地の3

氏名 坂田義勝

住所 埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目7番地1 S2212号

氏名 福島隆

(設立時理事及び監事)

第40条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

住所 埼玉県さいたま市南区別所四丁目3番12号

氏名 蕪木 豊

住所 埼玉県上尾市大字小泉405番地2

氏名 松村 幸夫

住所 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目204番地2

氏名 畠山 清彦

設立時監事

住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目10番7号

氏名 大倉 浩

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目572番地1

氏名 堀好一

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財團

法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人 彩の国総合教育研究所を設立のため、設立者 福島
金次 の定款作成代理人である司法書士遠藤省吾は、電磁的記録である本
定款を作成し、電子署名をする。

平成25年3月25日

設立者 福島金次

上記設立者1名の定款作成代理人

さいたま市北区東大成町一丁目489番地1

日勝堂ビル3階

司法書士 遠藤省吾

同一の情報の提供



提供の日付 : 2013年3月25日
公証人 : 03090008 佐々木 晓
所属法務局 : さいたま地方法務局
公証役場 : 大宮公証センター
 さいたま市大宮区桜木町1-7-5
請求対象の登簿管理番号 : 13-0309000802000777
請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証
請求対象の認証日 : 2013年3月25日
請求対象の処理公証人 : 03090008 佐々木 晓
所属法務局 : さいたま地方法務局
公証役場 : 大宮公証センター
 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。



誤記証明書

一般財団法人彩の国総合教育研究所の設立
者福島金治の本定款作成代理人遠藤省吾作成
の電磁的記録である平成25年3月25日付
本定款第26条第4項中に「第20条」とあ
るのは、「第22条」の、第34条第2項中
に「第3条、第4条及び第11条」とあるの
は、「第4条、第5条及び第13条」の各誤
記であることを証明する。――

平成25年4月5日

本職役場において

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地

5

さいたま地方法務局所属

公証人

佐々木 晓

